

「認定実習併用職業訓練」 （実践型人材養成システム） 実施をお考えの事業主の皆さまへ

令和7年4月に開始する訓練の 早期の認定申請にご協力ください！

- 💡 厚生労働大臣の認定を受けた実習併用職業訓練（認定実習併用職業訓練）は、**人材開発支援助成金の支給対象**となります。
- 💡 「認定実習併用職業訓練」は、主に新規学卒者の方が対象になるため、4月に開始する訓練が大変多くなります。
- 💡 認定申請の集中する**1月から3月**の時期については、お問合せや申請が多くなることから、訓練開始日の**2ヶ月以上前**など、早期の認定申請にご協力をお願いいたします。

《認定申請に必要な書類》

- ① 実施計画認定申請書（様式第7号 第1面～第4面）
- ② 実践型人材養成システム実施計画
- ③ 教育訓練カリキュラム
- ④ ジョブ・カード様式 3-3-I-I 職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（企業実習・OJT用）
- ⑤ 提出書類の確認シート



※ 上記①～⑤の書類は、下記の厚生労働省ホームページよりダウンロードできます。



認定実習併用職業訓練

検索 🔍

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122460.html>



- ◆ 申請手続についてご不明な点がある場合は、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。
- ◆ キャリア形成・リスキリング支援センターでは、実施計画認定申請書等の策定支援、訓練の実施準備などの各種支援を行っています。

《キャリア形成・リスキリング支援センター》

<https://carigaku.mhlw.go.jp/otw/>



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク